

意見及びそれに対する総務省の考え方

提出元	意見	反映の有無	意見に対する考え方
個人	<p>以下、意見を行う。</p> <p>>新旧対照表(電波法施行規則) >別表第四号の四 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式(第40条の4関係) >航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書について、報告を行う者が法人の場合は法人番号の記載があるのが望ましいので、法人番号の記載欄を設けるべきであると考え。(条文もそれに対応したものに修正していただきたい。)</p> <p>>新旧対照表(無線局免許手続規則) >25条の26第1項 組織等が法人の場合は、法人番号の提出を行うようにさせるのが望ましいのではないかと考える。 >25条の31 法人の場合は法人番号の提出も行わせるべきであるので、その様に修正していただきたい。 >25条の34 「認定免許人の氏名又は名称」について、法人の場合は法人番号の提出も行わせるべきであるので、その様に修正していただきたい。 >様式全てについて 法人の場合は法人番号の提出も行わせるべきであるので、その様に修正していただきたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	有	<p>御意見のとおり修正致します。 なお、他の電波法関係法令の様式についても、導入に向けて検討を進めているところです。</p>